

青森公立大学共同研究取扱要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成27年 3月30日

改正 令和 元年 7月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同研究」とは、本学において、外部から研究に係る経費を受け入れて、教員同士が共同して、又は教員が民間の機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。

(共同研究の基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究業務に支障を来さないものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究の代表者は、共同研究申請書（様式第1号）に学長が必要と認める書類を添えて学長に申請しなければならない。

(共同研究の審査)

第5条 前条の規定による申請があったときは、次に掲げる者をもって組織する審査会において、当該申請に係る審査を行うものとする。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 経営グループ及び経済グループの教員（前3号に掲げる者を除く。）のうちからそれぞれ1名ずつ学長が指名する者
- (5) その他学長が指名する者1名

(共同研究の決定)

第6条 学長は、前条の審査の結果に基づき、共同研究の実施の可否を決定し、当該申請者に共同研究決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、理事長に報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 前条の規定により、共同研究の実施の決定の通知をした場合において、当該共同研究が民間の機関等との研究であるときは、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）と当該民間の機関等とは、共同研究に関する契約を締結するもの

とする。

(設備等の帰属)

第8条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、法人が新たに取得した設備等は、法人の所有に属するものとする。

(研究場所)

第9条 民間の機関等との共同研究において、本学の教員は、当該共同研究のために必要な場合は、当該民間の機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

(共同研究の変更又は中止)

第10条 共同研究の実施の決定の通知を受けた者は、天災その他やむを得ない事由により、当該共同研究を変更し、又は中止する必要がある場合は、直ちに学長にその旨を申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出について、やむを得ないと認めるときは、当該共同研究の変更又は中止を決定するものとする。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究の代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。

2 前項の規定による公表の時期及び方法について、必要がある場合は、学長は、共同研究に従事した教職員及び民間の機関等と協議の上、定めるものとする。

(共同研究実施の決定の取消し等)

第13条 正当な理由がなく、共同研究による研究成果が公表されない場合は、学長は、当該共同研究に係る実施の決定を取り消すことがある。

2 理事長は、前項の規定により学長が共同研究の実施の決定を取り消した場合は、当該共同研究に要した費用について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 共同研究に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

(庶務)

第15条 共同研究の取扱いに係る庶務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則（平成27年3月30日）

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（令和元年7月12日）

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に存するこの要綱の改正前のそれぞれの要綱に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日 ~ 年 月 日					
5. 研究組織 民間機関等から大学へ共同研究員等の派遣 有・無					
	氏名	所属	職名	現在の専門	役割分担
研究代表者					
研究分担者					
6. 研究費の積算内訳 研究費の財源を○で囲むこと。 ・民間機関等負担() ・青森学術文化振興財団助成金					
費目	金額(千円)	内訳		備考	
謝金					
需用費					
消耗品費					
印刷製本費					
役務費					

5. 研究組織		民間機関等から大学へ共同研究員等の派遣 有・無			
	氏名	所属	職名	現在の専門	役割分担
研究代表者					
研究分担者					

6. 研究費の積算内訳		研究費の財源を○で囲むこと。 ・民間機関等負担() ・青森学術文化振興財団助成金		
費目	金額(千円)	内訳	備考	
謝金				
需用費				
消耗品費				
印刷製本費				
役務費				
通信運搬費				
使用料				
賃金				
その他				
合計				

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

所属部局 _____
申込者 氏名 _____ 様
(研究代表者)

青森公立大学長

共同研究決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の共同研究につきまして、実施の可否を決定しましたので通知します。

記

1 研究テーマ ()

2 採用の可否 採用 ・ 不採用
(理由)

3 研究経費 _____円

4 特記事項

様式第3号（第11条関係）

					年	月	日
共同研究完了報告書							
青森公立大学長 様							
				所属部局			
			申込者	職氏名			
			(研究代表者)				

年 月 日付け承認の共同研究については 年 月 日をもって研究を完了いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

1. 研究テーマ	
2. 研究成果の概要	
3. その他参考となる事項	

4. 研究費内訳			
研究費の財源を○で囲むこと。 ・民間機関等負担() ・青森学術文化振興財団助成金			
費目	金額(千円)	内訳	備考
謝金			
需用費			
消耗品費			
印刷製本費			
役務費			
通信運搬費			
使用料			
賃金			
その他			
合計			